

2023年12月27日

お客様各位

イーキューワールドワイド株式会社

【輸出】新サーチャージ ETS(EU-ETS Surcharge)のご案内

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別の御高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年1月1日から欧州の排出量取引制度「EU-ETS」が海運分野にも適用されることを受け、各船社では新サーチャージの導入が進んでおります。

弊社におきましても、状況を鑑み、新たに EU-ETS Surcharge(ETS)を導入することとなりましたのでご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に精励致す所存でございますので、何卒ご理解賜ります様お願い申し上げます。

敬具

記

【名称】	EU-ETS Surcharge (ETS)
【適用航路】	日本発欧州向け貨物（UK 向けを除く、欧州直行/欧州直行経由のみ）
【対象貨物】	すべての輸出 LCL 貨物 （FCL は起用船会社の料率に準じます）
【料率】	USD 1.50/RT
【適用開始日】	2024年1月1日（月）日本出港本船より

以上